

## 議員提出第11号議案

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例の件

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月17日提出

提出者 神戸市会議員全員

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例（昭和31年10月条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「文教こども委員会」を「教育こども委員会」に、「文化スポーツ局，こども家庭局」を「こども家庭局」に改め，同項第4号中「企業建設委員会」を「建設防災委員会」に，「建設局，水道局及び交通局」を「危機管理室，建設局，消防局及び水道局」に改め，同項第5号中「経済観光局」を「文化スポーツ局，経済観光局」に改め，同項第6号中「都市防災委員会」を「都市交通委員会」に，「危機管理室，都市局，建築住宅局及び消防局」を「都市局，建築住宅局及び交通局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和2年6月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の神戸市会委員会条例第2条第2項の規定は，この条例による改正後の神戸市会委員会条例第2条第2項及び第4項並びに第6条第1項の規定に基づき常任委員が指名されるまでの間は，なおその効力を有する。

理 由

常任委員会を再編するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市会委員会条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、  
所管事項及び委員の定数)

第2条 略

2 常任委員会の名称及び所管事項は、次のと  
おりとする。

(1) 略

(2) 文教子ども委員会

文化スポーツ局，子ども家庭局及び教育  
委員会の所管に属する事項

(3) 略

(4) 企業建設委員会

建設局，水道局及び交通局の所管に属す  
る事項

(5) 経済港湾委員会

経済観光局及び港湾局の所管に属する事  
項

(6) 都市防災委員会

危機管理室，都市局，建築住宅局及び消  
防局の所管に属する事項

3，4 略

(改 正 案)

教育子ども委員会

子ども家庭局

建設防災委員会

危機管理室，建設局，消防局及び水道  
局

文化スポーツ局，経済観光局

都市交通委員会

都市局，建築住宅局及び交通局